

# 参議院議員通常選挙



問い合わせ

市選挙管理委員会事務局

tel(866)2260

http://www.city.akita.akita.jp/city/coel/

投票日は7月11日(日)

午前7時～午後8時

## 秋田市で投票できるかた

昭和59年7月12日以前に生まれ、平成16年3月23日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた

### 市内で転居

6月12日以降に市内で転居したかた ▶ 転居前の住所地の投票所で投票

### 秋田市から転出

3月11日以降に秋田市から転出したかたで、秋田市の選挙人名簿に登録されているかた ▶ 秋田市で投票(すでに転入先の選挙人名簿に登録されている場合は転入先で投票)

### 秋田市へ転入

3月24日以降に他の市区町村から秋田市に転入したかたで、前に住んでいた市区町村の選挙人名簿に登録されているかた ▶ 転入前の市区町村で投票  
\* 投票用紙を送ってもらい、秋田市で不在者投票することもできますので、前に住んでいた市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。投票用紙の請求用紙は、秋田市の選挙管理委員会にもあります

投票所入場券を郵送しました。  
入場券をなくしたかたは、投票所で再発行しますので、受付でお話してください。また、点字投票、代理投票もできますので、ご相談ください。

## 投票所を変更します

旧中央公民館で投票していたかたと八橋南二丁目4番～7番の住所のかたの投票所が変わります。  
高陽青柳町・幸町のかた ▶ 秋田市役所  
上記住所以外のかた ▶ 八橋コミセン



投票所の名称変更 第12投票所の名称は「女性学習センター」から「榎山地区コミュニティセンター」になりますが、場所は変わりません。

新方式で簡単に！

## 期日前投票(不在者投票)

6月25日(金)～7月10日(土)

午前8時30分～午後8時

投票所

市役所分館 4階大会議室  
土崎支所 新屋支所  
秋田駅西口 2階ぼぼろード

今回から、署名した封筒に入れる必要がなくなり、投票箱に直接投票できます。

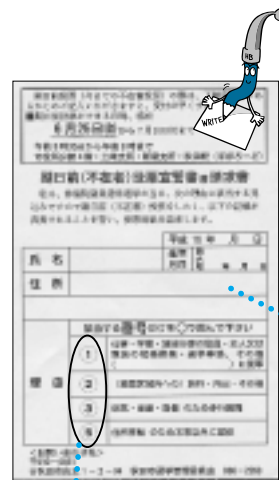
また、投票の際に記入していただく「宣誓書」は、今回から入場券の裏面に印刷(右参照)しますので、あらかじめ記入して入場券をお持ちいただければ、受付が簡単に済みます。

ただし、病院や老人ホームなどでの投票は、今までどおり、投票用紙を封筒に入れる投票となります。

なお、歩行が困難で投票所へ行けない場合、郵便投票もできます。障害の程度や手続きの方法については、お問い合わせください。



期日前投票ができるのは、公示日(告示日)の翌日からです。



投票所入場券の裏面に印刷された期日前投票の宣誓書兼請求書(クリーム色のはがきです)

あらかじめ氏名、住所、生年月日を書き、該当理由を丸で囲んでください。

### 期日前(不在者)投票の理由

- ・投票日に仕事がある
- ・何らかの理由で投票区の区域外に旅行または滞在する場合
- ・病気や負傷、妊娠、体の障害などで歩行が困難な場合
- ・他の市町村に居住している場合

# 国民健康保険

問い合わせ

国保年金課賦課担当tel(866)2099

## 納税通知書を7月1日にお送りします

平成16年度の国民健康保険税の納税通知書は、7月1日(木)にお送りします。

ただし、6月に40歳になるかた(昭和39年6月2日～7月1日生まれ)がいる世帯へは、7月中旬ごろの郵送となります。

### みなさんの国保税が頼り

加入者のみなさんが病気やけがをしたとき、医療費の7割(前期高齢者は8割または9割、3歳未満は8割)は、国民健康保険が負担しています。この医療費(保険給付費)は、加入者のみなさんが納める国保税と国などの支出金などで賄われています。

70歳以上の国民健康保険加入者で、昭和7年10月1日以降に生まれ、老人保健法医療受給者に該当しないかた

### 安心してお医者さんに行けるように

高齢者の増加や失業などにより、加入者数は年々増え続けています。また、平成14年10月の医療制度改革で前期高齢者制度が新設されたことにより、これまで老人保健で医療費を負担していたかたについても、75歳になるまで国民健康保険で負担することになったため、市の保険給付費は大幅に増えることになります。

このような状況にあって、現行の税率等のままでは、増加する保険給付費を負担することが困難になってしまいます。

加入者のみなさんが安心して医療を受けられるよう、平成16年度分から税率等が改正されましたので、お知らせします。

### 《国保税の計算》

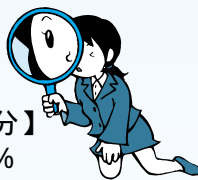
国保税	【医療分】	(改正前)		【介護分】
		【医療分】	【介護分】	
所得割額 税率	9.75%	(8.80%)		1.27%
	+			+
均等割額 1人につき	25,260円	(21,430円)		5,470円
	+			+
平等割額 1世帯につき	34,140円	(32,810円)		4,560円

介護分は、被保険者のうち40歳以上65歳未満のかたが対象  
課税限度額は、年間で医療分が53万円、介護分が8万円

### 所得割額の計算

所得割額	}	給与所得	}	【医療分】	9.75%			
		+				基礎 控除 33 万円 額	【介護分】	1.27%
		年金所得						
		+						
事業所得等								

各所得については平成15年1月から12月までの所得金額  
数種類の所得がある場合は、合計してから基礎控除額を  
差し引き、医療分は税率9.75%、介護分は税率1.27%を  
それぞれ乗じて算出します



### 国保の医療給付いろいろ

各サービスの申請は  
こちらどうぞ。

▶ 国保年金課tel(866)2098

▶ 土崎支所tel(845)2261

▶ 新屋支所tel(888)8080



7月16日からアルヴェの市民サービス  
センターtel(887)5320でも受け付け。

申請の際、必要なものは事前にお確  
かめください。なお、高額療養費の融  
資申し込みは、国保年金課のみで受け  
付けます。

**高額療養費の支給** 医療費が高額に  
なり、自己負担額が一定限度を超え  
た場合、その超えた分が高額療養費  
として支給されます。また、高額な医  
療費の支払いが困難なかに、高額療  
養費分を無利子で融資します

**出産育児一時金・葬祭費の支給** 国  
保の加入者が出産したとき、出産育  
児一時金30万円、加入者が亡くなっ  
た場合は、葬祭費を負担したかに葬祭  
費5万円を支給します

**療養費の支給** 医師が認めた、はり、  
きゅう、マッサージ、コルセットな  
どの費用を、負担割合に応じて支給  
します

**はり・きゅう・マッサージの費用を  
助成** 55歳以上のかたを対象に、利  
用1回につき800円の受療券(年40枚  
まで)を交付します

**人間ドック費用を助成** 受診料の7  
割を助成します(申し込みは毎年4月  
月上旬)

**健康診査の一部が無料** 市が行う基  
本健康診査、がん検診(大腸・胃・子  
宮・前立腺)が無料になります

### 納付に困ったら早めに相談を

災害、病気、失業などの理由により、国保  
税の納付が困難になったかたには、徴収猶  
予(納付期限を延ばす)や分割納付、減免な  
どの制度があります。お早めに国保年金課  
納担当tel(866)2189までご相談ください。